

能美市危険ブロック塀除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能美市における道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全確保及び災害時の緊急車輛の通行を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用に対する補助金の交付に関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、道路に面したブロック塀(コンクリートブロック造、石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。)で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「危険ブロック塀」という。)の全部又は一部を除却する者で、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を完納しているものに対し交付する。

- (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第61条に規定する構造の基準に適合しないブロック塀(補強コンクリートブロック造のものを除く。)
- (2) 令第62条の8に規定する構造の基準に適合しないブロック塀(補強コンクリートブロック造のものに限る。)
- (3) 著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化があるブロック塀で危険なもの
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する道路に面するブロック塀又は擁壁で法第44条の規定に適合しないもの

2 危険ブロック塀の除却後に設置する塀又は擁壁は、法の規定に適合しなければならない。

(補助金額)

第3条 補助金額は、除却する危険ブロック塀の面積(道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。)に、1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額とし、その額は20万円を超えないものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助を受けようとする危険ブロック塀除却工事の着手前に、危険ブロック塀除却工事補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助事業の内容及び経費の配分
- (3) 危険ブロック塀の除却工事計画書
- (4) 現況写真
- (5) 見積書の写し

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と判断したときは、危険ブロック塀除却工事補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(変更等)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請内容を変更しようとするときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀除却工事補助金変更交付申請書(様式第3号)
- (2) 第4条各号に掲げる書類(変更があるものに限る。)

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を認めたときは、危険ブロック塀除却工事補助金変更交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

3 規則第5条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の承認は、危険ブロック塀除却工事補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、危険ブロック塀除却工事補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用の支払いを証する領収書の写し
- (3) 施工後の写真
- (4) 請求及び受領に関する委任状(第9号様式)(第10条に規定する代理受領により行う場合に限る。)

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して15日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、危険ブロック塀除却工事補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、補助金請求書(様式第8号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び補助金の受領を除却工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、除却工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書（代理受領）（第10号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（交付決定の取消し及び返還）

- 第11条 市長は、補助事業者の提出書類に誤り若しくは偽りがある場合又は第2条第2項の規定に違反したと認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
 - 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（現地調査）

- 第12条 市長は、補助金の交付を決定する前又は工事中若しくは工事完了後において、調査のために職員を派遣することができる。

（雑則）

- 第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。